蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成29年3月6日(月)午後1時30分										
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室										
出席委員	委 員	長	戸	谷	裕	治	副委員長	吉	田	正	昭
	委	員	石	原	裕	介	委 員	伊	藤	俊	1
	委	員	黒	Ш	勝	好	委員	佐	藤		茂
	委	員	髙	阪	康	彦					
欠席委員	な	L									
会議事件 説明のた め出席し た者	町	長	横	江	淳		副町長	河	瀬	広	幸
	産業系部	建 設 長	忐	治	正	弘	産業建長 部次 大農 主 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	伊	藤	保	彦
職務のため出席した者	議	長	髙	阪	康	彦	議 会事務局長	金	Щ	昭	田
	書	記	飯	田	和	泉	主 事	戸	﨑	智	信
付託事件	議案第10号 町道路線認定について										

○委員長 戸谷裕治君

防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにあ りがとうございます。

なお、本日の付託案件の審査終了後に所管事務調査を行いますので、よろしくお願い申し 上げます。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会いたしま す。

本委員会に付託されております案件は1件であります。慎重に審査をお願いいたします。 審査に先立ち、町長よりご挨拶、よろしくお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 戸谷裕治君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからしていただくよう、よろしくお願い申 し上げます。

それでは、議案第10号「町道路線認定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 志治正弘君

ございません。

○委員長 戸谷裕治君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 黒川勝好君

今回、県道から町道に、いわゆる格下げというやつだと思いますけれども、いろいろなところで蟹江町も格上げされるところもあれば、格下げされるところもある。これ、基準というものは何かあるんですか。

○産業建設部次長兼十木農政課長 伊藤保彦君

それでは、黒川委員のご質問にお答えさせていただきます。

決めということではございますが、実際、県道といたしましても、いろいろなところを重複した県道がございます。そんな県道の中で見直しできるもの、例えば、同じ南北に路線が何本も走っている県道として認定されているもの、また、横にも同じく何本も重なって県道として県道がなされている、また、同じ県道の中で重複するところ、そういったところは愛知県のほうが見直しをしておりまして、蟹江町も平成22年度から愛知県のほうと降格につい

ての協議を重ねてまいりまして、今現在、2本の路線を去年降格して町道として認定したと ころでございます。

以上でございます。

○委員 黒川勝好君

そういうことで格下げになったということなんですけれども、以前、県道のときには、この道路ですけれども、佐屋川のところでとまるんですけれども、そこから橋をかけるような、そんなお話も聞いたことがありますし、また、反対側の東側へいくと名古屋のほうに抜ける、もうちょっと広い、二ツ屋橋から東のほうにおりていくところ、もう少し広くなるんではないかと。そうすると1本通る、というような計画もあったように聞いておりますけれども、結局、町道ということになると、それだけの予算もなくなっちゃうわけですから、計画は全く白紙になったということでよろしいんですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまのご質問の前波地区でございますが、前波地区と道東、道西地区につきましては、 蟹江町土地改良区が圃場整備事業を行いました。そんな中で、圃場整備をする中で、今、前 波のちょうど真ん中のところを県道として使っていただくというようなことで圃場整備がな されて、昭和51年に本換地になりました。その折に、愛知県に道路の区域変更をしていただ きまして、西尾張中央道にタッチする橋をつくる計画がなされて、区域変更手続を済ませ今 までに来ておりましたが、平成19年に二ツ屋橋のかけかえの折に、二ツ屋橋のかけかえと同 時に、また区域変更をしていただきまして、現在の西尾張中央道のタッチは不可能であると いうことで、今回町道として降格される路線に区域変更がなされたところでございます。

○委員長 戸谷裕治君

以上でございます。

ほかに何かございませんか。

○委員 吉田正昭君

関連なんですけれども、この起点って、尾張中央道じゃなかったかなというようなことも、 ちらっと今思ったんだけれども、今、橋がかかって、尾張中央道つくわけでしょう。起点っ て、最初からここだったっけ。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

まず、鳥ケ地名古屋線という県道の名称でございますが、鳥ケ地というのは海南こどもの国からちょっと北西に行ったところの交差点、あそこが鳥ケ地でございます。あそこからずっと北へ行きまして、旧十四山支所、今の弥富支所の前を通りまして、飛島の神戸新田のところで、まず一旦行きどまりになってございます。本当は、土地改良区の換地のときには神戸新田の西尾張中央道から西尾張中央道を北へ上がってタッチしてという計画でございましたけれども、それがなくなって、平成19年に二ツ屋橋がかかったと同時に、今度の区域変更

は前波のところから今の名古屋市境のところに変更がされました。したがいまして、中央道からではなくて、前波の一番端の西側のところから名古屋市境までに、そのときに区域変更が平成19年になされております。

○委員 吉田正昭君

変更されて起点が前波に変わったということだよね。今の話は、もともとはこうやって続いておったんだよね。続いておるやつが、変更になって、ここから変わったということの解釈でいいのかな。ちょっと僕もその辺……

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

これはあくまでも、今回降格してもらったときの起点を、蟹江町内ですので今の前波の西のところから名古屋市境までが起終点になります。県の区域変更というのは町は関係ありませんので、弥富市であろうが、名古屋市であろうが、全部つながった形の区画区域になります。

以上です。

○委員 吉田正昭君

これは払い下げの起点ということね。はい、わかりました。

それで、1つ確認、3.7メートルから35.4メートルとダブルがなっておるんだけれども、この確認。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

道路幅員のことでございます。今言われましたとおり、35.4メートルまであるのはなぜかということでございます。非常に見にくいかもしれませんが、平成19年に二ツ屋橋のかけかえ工事が終わったときに、ここに二ツ屋橋がございます。そうなったときに、ここをかけかえるときに、この幅ですね。ここのところに工事用として、また、堤防の軟弱であるというところから、ここまでの区域を指定しただけのことであって、この橋をこの大きさにかけかえるということではなくて、あくまでも道路構造として堤防を強くするための道路の幅員の35.4メートルでございます。実際は、今のところで歩道を含めまして、二ツ屋橋の西側は12メートルの現況幅員でございます。うちのほうは、道路台帳上も管理をさせていただきます。以上でございます。

○委員 吉田正昭君

そうすると、それって堤防の道路のことになるよね。堤防道路のことになるんかな。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

これは、あくまでも二ツ屋橋をかける際の保全区域として持っておらないと工事ができないものですから、あくまでも道路として工事をやっていくんだよという意味合いの道路区間でございますので、堤防の長さではなくて、道路として本来二ツ屋橋をかけるに当たっての必要な幅員でございます。そういう意味合いの35.4メートルでございます。

○委員 吉田正昭君

ちょっと納得がいきませんね。それって、そのときに県道になったわけ……。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君 県道です。

○委員 吉田正昭君

川は県道じゃないでしょう。その35.4メートルのは、そのとき県道という取り扱いになったわけ、工事のために……。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

先ほど言いましたとおり、51年に土地改良区が圃場整備をした中で、道路の拡幅を県が行ってきました。行ってきて、ずっと東のほうに来たら二ツ屋橋にかかります。二ツ屋橋にかかるときに、河川保全区域というのがあるんですけれども、堤防は、東側は道路についているものですから非常に強度なものであります。西側につきましては非常に堤防は弱いものですから、それにつきまして35.4メートル分が道路として、まずそこは一度区域として持ち込んで、そこをきれいにかたく固めて橋をつくったという、それがないと横までさわる形になりますので、道路幅員だけでさわる形になりますので、そうではなくて、橋をつくるに当たって、その領域にある堤防もきちっと断面を固めないかんもんですから、その区域が35.4メートルの幅員ということで、計画を県がして二ツ屋橋をかけたわけでございます。

以上でございます。

○産業建設部長 志治正弘君

もっと簡単に単刀直入に言うと、あくまでも県道は、これは今、鳥ケ地名古屋線ですよね。 鳥ケ地名古屋線(県道)の中に二ツ屋橋がございます。二ツ屋橋の橋梁としての位置づけから、どうしても影響部分の、堤防の今の30何メートルという幅だけ、鳥ケ地名古屋線の用地として、路線として必要だという県の解釈で入れておるわけですわ。だから、基本的に一つの路線の中に橋がある。橋の影響部分で西側、右岸堤の部分が広く県道が位置づけられているよというだけの話です。

(「書いていない」の声あり)

すみません、申しわけございません。その辺、ご説明が不器用ですが、申しわけございません。そういうことでございます。

○委員 黒川勝好君

そうすると、水辺スポットもその関係でやったということになってくるわけですか。それ はまた関係ないの。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それは別でございます。あくまでも河川の管理上、今後堤防として利用するはいいんだけれども、そういった水辺スポットとして新しくそこを管理していくのに、町のほうにそれは

今後こういうものをつくりますので管理をお願いしますという形で現在も行っているところ でございます。

○委員 吉田正昭君

ごめんね。最近、県道から町道にというのが多いよね。町のほうの説明だと、払い下げというか、償却して町道に変更になるときに、今後の維持管理において町に負担がかからないように、本町あたりU字溝をやってもらった、ここも一部補強してもらっているんだけれども、U字溝を。今はいいよね。例えば、10年先、20年先に払い下げを受けたということは、町道だから、町が管理をしなきゃいけないよね。この間、全協等々で説明を受けているんだけれども、インフラ整備に対するお金って、不足部分が3億とか云々とか、これからもっと多分3億で済まなくて、4億、5億、膨れてくる可能性もあるよね。そのときに、これ多分県と町の約束というか、決め事でこういうことになっていくと思うんだけれども、町としてはインフラ整備をする、道路でいえば距離が長くなるわけだから、将来において負担が多くなってくるよね。こういうことに関しては、どのように考えているのか。そのときになると、また交付金とか何かで道路整備のお金が来るのか。受けるのは簡単だと思うんだけれども、後の長いスパンで見たときに、ちょっと非常に心配しているんだけれども。

もう一つは、降格というか、それはいいんだけれども、前も言っているように、新本町線のJRの踏切のところ、あれ県道に格上げしたほうが、県費が入って事業がしやすいんじゃないのかなということと、JRの駅に向かっていく道路、県道新本町線、格下げしてもらって町道に変えたよね。事業費ってあるの。どういうふうに捻出するのか、インフラ整備と今後の事業費と、押しつけられることは県に押しつけたほうがいいんじゃないという考えを持っているんだけれども、その点はどうかなと思って。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今言われましたとおり、もちろん降格されれば町の負担はふえていきます。ただし、降格を受ける前には必ず町のほうから、全てここは全部直してくださいという形の中で、きれいにした中で、うちのほうは降格でもらっている形になっております。何年もたてば、もちろん維持管理として、また、舗装が悪くなったりだとか、区画線が消えたりだとか、そういったことはございます。これはどこの、ほかの町道であっても全部全て同じことでございますが、ふえることについていいのかというお話でございますが、確かにふえてはきます。

町としても、先ほど吉田委員が言われたとおり、ほかのところを県道に格上げするという 意味合いは、格上げしてほしいというところについては、今の町道の維持管理費よりも、も っとかかる、すごいお金、莫大な費用がかかるところについては県さんにやっていただくの が一番いいというふうに私も思っておりますし、そのように県道のほうに格上げしていただ くように、町長にも建設委員会だとか、私のほうですと調整委員会とか、そういったところ で格上げについては要望しているところでございます。 以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

今、県道への降格、格上げの話出ました。もともと県道と町道と大きな違いというのは、 広域の連携する道路がまず基本は県道でございまして、当然広幅員の道路が基本となります。 もちろん細いのもあります。ただ、今回、都市計画道路の見直しも含めて、これからいろい ろな維持管理において、県道にすべきものは県道にしっかりしていく、そして、町道で受け るものは町道で受けていくと、そういう考えのもとにやったのがこの経緯であります。

今の鳥ケ地新田も、もともと長い連携があって、県道でありましたものを今回は中央道から東の部分だけ道路が連帯しませんので、蟹江町の道路と受けて、そのかわり、受けるときはしっかりと基盤整備をしていただいて、当分の間は維持管理の金額がかからないような、いい管理の仕方をしていただく、そして今度は、例えば七宝蟹江西福田線を県道に上げるときは、基本的には、これは広域の道路とみなしますので、それにかかわる費用は全て県が見ていただくような要請をして、県道に格上げしていくというような方針のもとにやっていますので、これは町に限らず、全ての自治体も同じこと言えると思うんですわ。道路の整備ということが一つあったと思います。ですから、しっかりと広域にわたる道路については県道としてやっていただく、ただし、地方道路、自治体の道路につきましては、我々がしっかりと管理していく、そのような観点のもとに格下げ、格上げというのがあると思っていますので、今回のケースがそれに当てはまるというふうに考えておるところであります。

○産業建設部長 志治正弘君

先ほどの吉田委員のご質問の中に、新本町線のお話がありましたので、それを含めてしっかりご説明しておきます、将来的なことございますので。

今回の県道体系の見直し、今回の案件の前に、境政成新田蟹江線を町道に降格いたしました。あれは、今の新本町線は、中央道からずっと参りまして、県道弥富名古屋につながって、今、副町長もおっしゃっていましたけれども、県道はあくまでも広域的な線形路線なんですよね。そうした広域的につながる道路という線形の中で、弥富名古屋までつながって、弥富名古屋から東西に名古屋と弥富がつながっているわけですわ。そこから北というのが消防署のほうですけれども、駅でどん詰まりになってしまいますので、これは県道、県のほうとして考え方から外れるから、町道の位置づけなんだよねということがございます。当然、先ほど道路整備の補助金云々のお話が出ましたけれども、メンテナンス的な道路整備に係る費用というのは、基本的には補助金の道はないように思っておりますが、街路として整備するときは社資本の交付金が出ますので、そうしたものを有効に活用しながら道路整備をやっていく計画でおります。

以上です。

○委員長 戸谷裕治君

ほかに何かございませんか。

この際、いろいろ聞いておいてください。

(「ありません」の声あり)

それでは、他に質疑もございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案どおり決することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

異議なしの声がありましたので、異議なしと認めます。したがって議案第10号「町道路線認定について」は原案どおり決定いたしました。

以上で本日付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任をよろしくお願い申し上げます。

これで防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後1時45分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 戸谷裕治